

幼児教育・保育の無償化（認可外保育施設等の場合）

1 無償化の範囲

- ・ 3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子どもの利用料
月額 37,000 円まで無償
- ・ 0歳児から2歳児までの市町村民税非課税世帯の子どもの利用料
月額 42,000 円まで無償

※認可保育所や認定こども園を利用していない方が対象です。

※無償化の対象となるには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。認可保育所等を申込みした方で、すでに認定を受けている方は不要です。

2 対象となる施設

- (1) 都道府県に届出を行い、国が定める基準を満たした認可外保育施設

※現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすため、5年間の猶予期間を設けています。

- (2) 一時預かり事業
(3) 病児保育事業
(4) ファミリー・サポート・センター事業

3 認定申請について

無償化の対象となるには、子育てのための施設等利用給付認定を受ける必要があります。認定申請書提出後、町が審査のうえ、施設等利用給付認定通知書を送付します。

- (1) 認定区分

認定区分	対 象
2号認定	3～5歳児（満3歳に達する以後の最初の3月31日を経過している子ども）であって、「保育を必要とする理由」に当てはまる場合
3号認定	0～2歳児（満3歳に達する以後の最初の3月31日までにいる子ども）であって、「保育を必要とする理由」に当てはまり、市町村民税非課税世帯である場合

- (2) 保育を必要とする理由

就労	居宅内外で仕事（1月75時間以上）をしていること
妊娠・出産	母親が出産前後（産前8週間から産後8週間を迎える日の属する月の末日）であること
疾病・障がい	疾病、負傷または心身に障がいを有していること
同居親族等の介護・看護	家庭内にいる長期にわたり病気の人や心身に障がいのある人の常時介護等にあたっていること
災害復旧	火災・風水害・地震等の災害の復旧にあたっていること

求職活動	就労する意思があり、求職活動をしていること。（認定期間60日）
就学	各種学校、専修学校などの教育施設に在学しているもしくは、職業訓練を受けていること
DV・児童虐待	DV や児童虐待のおそれがある場合
育児休業	育児休業中（3歳以上児のみ）

(3) 手続き方法

【提出書類】

子育てのための施設等利用給付認定申請書

保育を必要とする理由を証明する書類

保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

3 認定内容の変更について

保育を必要とする理由が変更する場合や他市町村間での住所異動の際には、改めて認定申請が必要です。

4 現況届について

年1回（1月頃）、保育の必要性の確認のため、現況届を提出する必要があります。

5 利用料の支払いの流れ

